

投資信託及び投資法人における特定資産の価格等の調査
に係る合意された手続業務に関する実務指針

平成13年3月22日
改正 平成20年2月13日
改正 平成25年2月26日
最終改正 平成28年8月4日
日本公認会計士協会
業種別委員会
(実務指針：第23号)

項番号

I	本実務指針の適用範囲	
1.	適用範囲	1
2.	特定資産価格調査手続業務の特質	4
3.	本実務指針の目的	5
4.	定義	6
II	本業務に関する留意事項	
1.	本業務の制度前提	7
2.	本業務における契約の締結及び更新に関する留意事項	11
3.	本業務の手続及び証拠に関する留意事項	13
4.	確認書	14
5.	報告	15
III	適用	18
	付録	
	付録1 特定資産の価格等の調査に関する合意された手続実施結果報告書の文例	
	付録2 確認書の文例	
	付録3 運用報告書又は資産運用報告に記載する「合意された手続実施結果報告書を入手している」旨の開示例	

《I 本実務指針の適用範囲》

《1. 適用範囲》

1. 本実務指針は、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号）（以下「施行令」という。）第18条、第28条及び第124条に定める特定資産の価格等を調査する者としての公認会計士又は監査法人（以下「業務実施者」という。）が、特定資産の価格等の調査に係る業務を合意された手続業務により実施す

る場合の合意された手続（以下「特定資産価格調査手続業務」という。）、業務実施者の責任、特定資産の価格等の調査に関する合意された手続実施結果報告書（以下「実施結果報告書」という。）の作成等について取りまとめたものである。

2. 本実務指針の適用に際し関連する実務指針は、専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」（以下「専門業務実務指針4400」という。）である。
3. 本実務指針は、専門業務実務指針4400に記載された要求事項を遵守するに当たり、当該要求事項及び適用指針と併せて適用するための指針を示すものであるが、第14項の確認書の入手については追加の要求事項としている。なお、本実務指針に定めがないものについては、専門業務実務指針4400に従って業務を行うことを前提としている。

《2. 特定資産価格調査手続業務の特質》

4. 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」という。）第11条第2項（投資法人の場合には第201条第2項、委託者非指図型投資信託の場合には第54条第1項と読み替える。）により、投資信託又は投資法人（以下「ファンド」という。）が有価証券や店頭デリバティブ取引など施行令第3条で定められた特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）（以下「規則」という。）第22条第1項で定める指定資産並びに投信法第11条第1項及び施行令第16条の2（投資法人の場合には投信法第201条第1項及び施行令第122条の2と読み替える。以下同じ。）に定める特定資産を除く。）（以下「特定資産」という。）の取得又は譲渡その他規則第22条第2項（投資法人の場合には第245条第1項と読み替える。）の行為（以下「特定資産に関する取引」という。）について、価格及び規則第22条第3項（投資法人の場合には第245条第2項と読み替える。以下同じ。）で定める事項の調査（以下「調査」という。）を公認会計士又は監査法人により受けることが義務付けられている（施行令第18条、第28条及び第124条）。

なお、調査が行われた場合には、特定資産の価格等の調査結果等に関する書類が投資信託委託会社又は投資法人の法定帳簿とされる（規則第26条第1項第12号又は規則第254条第1項第14号）とともに、本調査の結果及び方法の概要等をファンドの運用報告書又は資産運用報告上で開示しなければならないこととされている（投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）第58条第1項第20号及び投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第73条第1項第19号）。このため、投資信託委託会社又は投資法人が、運用報告書又は資産運用報告上で本調査の結果及び方法の概要を開示するときの開示例を参考として「付録3」に示している。加えて、一定の場合には、投資信託の受益者は帳簿書類の閲覧等の請求ができることとされている（投信法第15条第2項）。また、利益相反のおそれがある場合

に受益者等に交付する書面に本調査の結果を記載する必要がある（投信法第13条第1項及び規則第23条第1項第5号又は投信法第203条第2項及び規則第248条第1項第5号）。さらに、資産運用会社は投資法人に対して本調査の結果の通知を行う必要がある（規則第245条第3項）。

《3. 本実務指針の目的》

5. 投信法及び関連法令では、調査の目的、調査方法等について詳細な規定を置いていないが、投資家保護という立法の趣旨に鑑みると、特定資産の取引価格の決定過程には取引所取引のような透明性が必ずしも確保されていないため、取引価格が取引当事者により恣意的に決定されること等によって、投資信託の受益者又は投資法人への投資家が不当な不利益を受けないようにすることを目的としたものと考えられる。

このため、本実務指針は、法の趣旨に従った牽制機能を果たすことを前提として、業務実施者が調査に係る業務を特定資産価格調査手続業務（以下「本業務」という。）として実施する場合の方法等について、専門業務実務指針4400に従い定めたものである。

《4. 定義》

6. 本実務指針における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「特定資産」－施行令第3条で定める特定資産から規則第22条第1項で定める指定資産並びに投信法第11条第1項及び施行令第16条の2に定める特定資産を除いた資産をいう。
- (2) 「指定資産」－規則第22条第1項で定める資産をいう。
- (3) 「規則第22条第3項で定める事項の調査」－規則第22条第3項で定める事項を投資信託委託会社（委託者非指図型投資信託の場合は信託会社等）又は資産運用会社（以下、これらを総称して「会社」という。）が有する関係書類等と照合し、その一致を確かめることをいう。

《Ⅱ 本業務に関する留意事項》

《1. 本業務の制度前提》

7. 投信法第11条第2項、第201条第2項、第54条第1項に基づき、業務実施者に調査を行わせなければならないとされている主体すなわち業務依頼者は、投資信託委託会社、資産運用会社又は委託者非指図型投資信託の信託会社等（以下「受託会社」という。）である。このため、調査を行うべき対象となる特定資産及び行為を特定し、適時に業務実施者に調査の依頼を行う責任は投資信託委託会社、資産運用会社又は委託者非指図型投資信託の受託会社にあるが、調査を行う専門家として、業務

実施者も法令等に関する一定の理解を持つことが適切である。

8. 店頭デリバティブ取引のうち、規則第22条第1項第4号に定める店頭デリバティブ取引は調査の対象外とされている。これについて、金融庁から公表された「平成25年金融商品取引法等改正（1年半以内施行）等に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」（平成26年6月27日）の「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」No. 33において、金融商品取引清算機関の業務方法書に定める取引に係る条件と同様の条件で行われる店頭デリバティブ取引については、その取引条件及び経済的価値の算出方法が標準化されており、投信法第11条第2項に規定する価格調査によらずとも、その価格の公正性を確保することが可能と考えられることから、かかる店頭デリバティブ取引が行われたときについては、同項に規定する価格調査の適用除外とするという考え方が示されている点を参考とされたい。
9. 投信法第11条第1項及び施行令第16条の2の規定により、不動産（賃借権及び地上権を含む。以下「不動産等」という。）又は不動産等を信託する信託の受益権（受益権の数が1であるものに限る。）の取得又は譲渡が行われたときは、不動産鑑定士に当該資産に係る不動産等の鑑定評価を行わせなければならないとされ、調査の対象外となっている。

なお、不動産等を信託する信託の受益権のうち、受益権の数が1でないものは、調査及び本実務指針の対象であることに留意する。

10. 業務実施者の独立性に関連し、投信法では、投資信託は投信法第11条第1項（投資法人の場合は投信法第201条第1項と読み替える。）において、当該特定資産が不動産等の場合は不動産鑑定士であって利害関係人等でない者に行わせなければならないと規定され、また、投資信託は投信法第11条第2項、投資法人は投信法第201条第2項において不動産以外の特定資産の場合は当該投資信託委託会社等、その利害関係人等及び受託会社等以外の者であって政令に定める者等に行わせなければならないと規定されていることに留意する。

さらに、投資信託は施行令第18条第2号（投資法人の場合は施行令第124条第2号と読み替える。）において、業務実施者が限定されていることに留意する。

《2. 本業務における契約の締結及び更新に関する留意事項》

11. 業務実施者は本業務に関して、専門業務実務指針4400第18項に従い業務契約書を締結するものとする。ただし、専門業務実務指針4400第18項(5)「実施する手続の種類、時期及び範囲の詳細」については、手続対象となる特定資産、調査事項等が法令によって定められており（第4項参照）、業務の対象となる特定資産に関する取引が常時反復的に行われる場合があること、取引が行われた計算期間の運用報告書作成までに実施結果報告書の発行が求められること等に鑑み、投信法に基づき本業

務を実施する旨を定める包括的な契約を締結した上で、調査対象となるファンドの取引ごとに、実施する具体的な手続について覚書を締結し、合意する方法も考えられる。

12. 業務実施者は、前述の範囲で手続を実施し、その実施結果を報告する責任を負うが、当該手続の種類、時期及び範囲を決定する責任を負わないため、業務実施者が責任を負うのは、手続を誤って適用した場合や事実と異なる実施結果の報告をした場合に限られる。

本業務は、過去財務情報以外の情報等に対する合理的保証又は限定的保証の結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる保証業務の基準に準拠するものではない。したがって、業務実施者は業務依頼者により提示された書類に記載された特定資産に関する取引について、手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

業務実施者が一般に公正妥当と認められる保証業務の基準に準拠して過去財務情報以外の情報等に対する保証業務を行うか、又は手続を追加して実施した場合及び手続の範囲を拡大した場合には、報告すべき事項が新たに発見される可能性がある。

さらに、本業務は、特定資産に関する取引記録を事後的に調査するものであるため、ファンドの将来の特定資産に関する取引について、何ら保証を与えるものではない。

《 3. 本業務の手続及び証拠に関する留意事項》

13. 価格の調査に際して、業務実施者は主に以下の調査手続を立案し、実施する。

(1) 特定資産の取引価格と比較可能な価格（会社が、取引価格と比較可能なものとして、同一時期及び同一条件で他の取引先から入手した価格、会社が価格情報提供業者等から入手した価格又は会社が合理的に算出した見積価格をいう。）を入手し、それぞれ売買契約書等の取引価格が記載された証憑及び会社から入手した価格算定の根拠資料と照合するとともに、両者の差額につき再計算を行う。

(2) 不動産を信託する信託の受益権（受益権の数が1でないものに限る。）、不動産等を投資対象とした匿名組合出資持分や優先出資証券等、特定資産の価格が不動産等の価格に基づいて決定される場合には、当該不動産等の価格と比較可能な価格すなわち不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第39条でいう鑑定評価額を会社から入手した上で、本項(1)の手続を実施する。

なお、鑑定評価額を入手する手続の合意に当たり、以下の点について十分に留意し、会社と協議する。

① 鑑定評価書を作成した不動産鑑定士の資格の有無

② 業務の客観性を損なうような利害関係の有無

鑑定評価書の記載や会社又は不動産鑑定士に対する質問等により業務の客観

性を損なうような利害関係の有無を検討する。該当する利害関係がある場合には、会社に対し、他の不動産鑑定士から鑑定評価額を入手するよう依頼することを検討する。

③ 鑑定評価額の価格時点（通常、売買契約から6か月以内）

- (3) 再生可能エネルギー発電設備又は公共施設等運営権（以下、両者を総称して「インフラ資産」という。）が調査対象の特定資産である場合には、本項(1)にかかわらず、当該インフラ資産の取引価格と比較可能な価格としての外部の専門家の評価額を会社から入手し、それぞれ売買契約書等の取引価格が記載された証憑及び会社から入手した専門家の評価報告書と照合するとともに、両者の差額につき再計算を行う。

なお、評価報告書を入手する手続の合意に当たり、以下の点について十分に留意し、会社と協議する。

① 評価を行った専門家が保有する資格、経歴

② 業務の客観性を損なうような利害関係の有無

評価書の記載や会社又は評価を行った専門家に対する質問等により業務の客観性を損なうような利害関係の有無を検討する。該当する利害関係がある場合には、会社に対し、他の専門家から評価額を入手するよう依頼することを検討する。

③ 評価額の価格時点（通常、売買契約から6か月以内）

④ 専門家が評価を行うに当たって準拠した基準やガイドライン等

⑤ 投資信託約款又は投資法人規約で定められた評価方法との整合性

さらに、専門家が評価を行う際に、他の専門家や調査会社の情報等を利用している場合には、他の専門家や調査会社についても、上記の点について十分に留意する。

- (4) インフラ資産を投資対象とする匿名組合出資持分や特定目的会社の優先出資証券等で、それらの価格がインフラ資産の価格に基づいて決定されるもの（以下「インフラ資産持分等」という。）を調査対象とする場合には、当該インフラ資産の価格と比較可能な価格としての外部の専門家の評価額を会社から入手した上で、当該インフラ資産持分等の価格につき本項(3)の手続を実施する。

《4. 確認書》

14. 業務実施者は、実施結果報告書の発行に先立ち、業務実施期間中に業務依頼者から提示を受けた資料及びその他の説明について、業務依頼者から確認書を入手しなければならない。確認書の文例は、「付録2」のとおりであるが、確認書の記載事項を追加するに当たっては、監査基準委員会報告書580「経営者確認書」及び専門業務実務指針4400が参考になると考えられる。

なお、確認書の日付は、業務依頼者が、業務の対象とする情報等に対して責任を認めた日付であるため、実施結果報告書の日付より後にはならず、通常、実施結果報告書の日付とする。

《 5. 報告 》

15. 実施結果報告書は、次のとおり区分し、当該各区分に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、実施結果報告書を作成した業務実施者の代表者が作成年月日を記載し、記名押印する。

- (1) 業務依頼者の責任
- (2) 業務実施者の責任
- (3) 職業倫理及び品質管理
- (4) 合意された手続及びその実施結果
- (5) 合意された手続業務の特質
- (6) 配布及び利用制限

なお、実施結果報告書の文例は、「付録1」のとおりである。

16. 本業務における実施結果報告書は、業務依頼者である会社が投信法第11条第2項の規定を遵守するために利用することのみを目的として作成されるものであるため、想定利用者である会社以外の者による利用の制限を記載する。また、実施結果報告書の想定利用者ではないが、投信法第15条第2項で投資信託の受益者に対して閲覧の請求が認められていることを踏まえ、会社及び投資信託の受益者以外の者に対する配布の制限を記載する。なお、会社又は投資信託の受益者以外にも、別の法律等により関係当局に提出が求められている場合等の様々なケースが考えられるため、実態に合わせて記載する。

17. 法令その他の要請により実施結果報告書発行後に利用者を新たに追加する場合、専門業務実務指針4400第33項に準拠して検討を行うものとする。

《Ⅲ 適用》

18. 本報告は、平成12年11月30日以後の特定資産に関する取引に係る調査から適用する。

19. 「業種別監査委員会報告第23号「投資信託及び投資法人における特定資産の価格等の調査」の改正について」（平成20年2月13日）については、公表日以後行われる特定資産の価格等の調査から適用する。

20. 「業種別委員会報告第23号「投資信託及び投資法人における特定資産の価格等の調査」の改正について」（平成25年2月26日）については、公表日以後行われる特定資産の価格等の調査から適用する。

21. 「業種別委員会実務指針第23号「投資信託及び投資法人における特定資産の価格

等の調査」の改正について」（平成28年8月4日）は、平成30年4月1日以降に発行する実施結果報告書に適用する。ただし、専門業務実務指針4400第3項、第4項及び全ての要求事項が適用可能である場合には、平成28年8月4日以後に発行する実施結果報告書から適用することを妨げない。

《付録》

《付録 1 特定資産の価格等の調査に関する合意された手続実施結果報告書の文例》

以下は、特定資産の価格等の調査に関する合意された手続実施結果報告書の文例である。ただし、本文例は必ずしも全ての状況を網羅するものではなく、また、全ての状況に適用できることを意図したものではない。したがって、個々の業務において合意された手続の内容に応じた記載を行う。

特定資産の価格等の調査に関する合意された手続実施結果報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社

取締役会 御中（注1）

〇〇監査法人

代表社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印

（注2）

当監査法人（注3）は、〇〇株式会社（以下「会社」という。）からの依頼及び投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」という。）第11条第2項（注4）に基づき、（ファンド名）（以下「ファンド」（注5）という。）の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間における会社により提示された「特定資産の価格等に関する調査事項」（以下「添付書類」という。）に記載された投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号）（以下「施行令」という。）第3条で定められた特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）（以下「規則」という。）第22条第1項で定める指定資産並びに投信法第11条第1項及び施行令第16条の2に定める特定資産（注6）を除く。）の取得又は譲渡その他規則第22条第2項（注7）の行為（以下「特定資産に関する取引」という。）について、価格及び規則第22条第3項（注8）で定める事項の調査に関連して会社との間で合意された以下の手続を実施した。

業務依頼者の責任（注10）

業務依頼者としての会社の責任（注10）は、合意された手続の十分性及び適切性

を決定し、業務実施者から報告された手続実施結果に基づき、結論を自ら導くことにある。

業務実施者の責任

当監査法人（注3）の責任は、業務依頼者が手続の実施を依頼した目的に則して合意された手続を実施し、その実施結果を報告することにある。

当監査法人（注3）は、日本公認会計士協会が公表した専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」及び専門業務実務指針4460「投資信託及び投資法人における特定資産の価格等の調査に係る合意された手続業務に関する実務指針」に準拠して手続を実施した。

職業倫理及び品質管理

当監査法人（注3）は、日本公認会計士協会が公表した倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、公正性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則を提供している。また、当監査法人（注3）は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針及び手続並びにその文書化を含む品質管理のシステムを整備及び運用して業務を実施した。

合意された手続及びその実施結果

添付書類に記載された特定資産に関する取引について、価格及び規則第22条第3項（注8）で定める事項の調査に関連して合意された手続及びその結果は、別紙「特定資産の価格等の調査に関する合意された手続実施結果」に記載のとおりである。

合意された手続業務の特質

上記手続は、過去財務情報以外の情報等に対する合理的保証又は限定的保証の結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる保証業務の基準に準拠するものではない。したがって、当監査法人（注3）は、ファンド（注5）の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間における会社により提示された添付書類に記載された特定資産に関する取引について手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

当監査法人が一般に公正妥当と認められる保証業務の基準に準拠して過去財務情報以外の情報等に対する保証業務を行うか、又は手続を追加して実施した場合及び

手続の範囲を拡大した場合には、報告すべき事項が新たに発見される可能性がある。また、本報告書はファンド（注5）の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間における会社により提示された添付書類に記載された特定資産に関する取引のみに関するものであり、ファンド（注5）の手続の対象を含む全体としてのいかなる財務諸表にも言及するものではない。

配布及び利用制限

本報告書は、ファンド（注5）の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間における会社により提示された添付書類に記載された特定資産の価格等の調査につき、会社が投信法第11条第2項（注4）の規定を遵守するために利用することのみを目的として作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、会社以外に利用されるべきものではなく、会社及び受益者以外に配布されるべきものではない。（注9）

以 上

（注1）宛先は、状況に応じて適宜、適切に修正する。

（注2）① 本文例は、業務実施者が無限責任監査法人の場合を前提としている。業務実施者が有限責任監査法人の場合、業務契約において業務実施者が特定されている場合又は監査法人の場合において報告書署名者に関する内規がある場合には、これらに応じて代表社員の肩書を省略するなど、適宜必要な修正を行う。

② 業務実施者が公認会計士の場合は、以下とする。

〇〇〇〇 公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇

（注3）業務実施者が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

（注4）投資法人の場合には投信法第201条第2項、委託者非指図型投資信託の場合には投信法第54条第1項とする。

（注5）投資信託である場合にはファンドとし、投資法人の場合には投資法人とする。

（注6）投資法人の場合には投信法第201条第1項及び施行令第122条の2とする。

（注7）投資法人の場合には規則第245条第1項とする。

（注8）投資法人の場合には規則第245条第2項とする。

（注9）① 本文例は、投資信託の場合を前提としている。投資法人の場合は、以下とする。

「本報告書は、投資法人の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間における会社により提示された添付書類に記載された特定資産の

価格等の調査につき、会社が投信法第201条第2項の規定を遵守するために利用することのみを目的として作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、会社及び投資法人以外に配布又は利用されるべきものではない。」

② 委託者非指図型投資信託の場合は、以下とする。

「本報告書は、ファンドの平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間における会社により提示された添付書類に記載された特定資産の価格等の調査につき、会社が投信法第54条第1項の規定を遵守するために利用することのみを目的として作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、会社以外に配布又は利用されるべきものではない。」

(注10) 会社以外に実施結果報告書の利用者が存在する場合には、専門業務実務指針4400付録1（注7）を参考に「及び実施結果の利用者の責任」を追加する。

別 紙

特定資産の価格等の調査に関する合意された手続実施結果

1. 店頭デリバティブ取引に係る権利

添付書類について、以下の表中A欄記載の項目につき、B欄記載の手続を実施し、その結果をC欄に記載した。

A. 項目	B. 合意された手続	C. 合意された手続実施結果
1. 価格		
取引価格	売買契約書と照合	合致した
比較可能な価格	会社が合理的に算出した見積価格に係る算出根拠資料と照合	合致した
取引価格と比較可能な価格の差額	再計算	合致した
2. 規則第22条第3項に定める調査事項（注）		
特定取引に係る取引の相手方の名称、銘柄、約定数値、金融商品又は金融指標の種類、プット又はコールの別、権利行使価格、権利行使期間、取引期間その他当該店頭デリバティブ取引の内容に関する事	契約書類（マスター契約書、個別契約書、コンファメーション）と照合	合致した

2. 匿名組合出資持分

添付書類について、以下の表中A欄記載の項目につき、B欄記載の手続を実施し、その結果をC欄に記載した。

A. 項目	B. 合意された手続	C. 合意された手続実施結果
1. 価格		
取引価格	売買契約書と照合	合致した

比較可能な価格	会社が合理的に算出した見積価格に係る算出根拠資料と照合	合致した
取引価格と比較可能な価格の差額	再計算	合致した
会社が合理的に算出した見積価格に係る算出根拠資料における不動産価格	鑑定評価書と照合	合致した
2. 規則第22条第3項に定める調査事項（注）		
取引日	売買契約書と照合	合致した
主な営業財産の内容、当該営業財産の内容、当該営業財産の所在、地番、その他当該営業財産を特定するために必要な事項、その他当該営業財産の内容に関すること	信託契約書及び不動産登記簿謄本と照合	合致した
匿名組合契約の内容、匿名組合契約の営業者に 関すること	匿名組合契約書及び営業者の商業登記簿謄本と照合	合致した
3. ○○○○取引		
以 上		

（注）投資法人の場合には規則第245条第2項とする。

(添付書類)

特定資産の価格等に関する調査事項

平成×年×月×日

〇〇監査法人

代表社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿

社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿

〇〇株式会社

取締役社長 (記名押印)

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」という。）第11条第2項（注1）に基づく、（ファンド名又は投資法人名）の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間における投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号）（以下「施行令」という。）第3条で定められた特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）（以下「規則」という。）第22条第1項で定める指定資産並びに投信法第11条第1項及び施行令第16条の2に定める特定資産（注2）を除く。）の取得又は譲渡その他規則第22条第2項（注3）の行為についての調査対象取引と関連する規則第22条第3項（注4）の事項は以下のとおりです。

1. 店頭デリバティブ取引に係る権利

取得又は譲渡その他の行為の別	取引日	取引の相手方の名称	銘柄	約定数値	金融商品又は金融指標の種類	プット又はコールの別	権利行使価格	権利行使期間	取引期間	その他当該店頭デリバティブ取引の内容	取引価格 (単位：)	比較可能な価格 (単位：)	比較可能な価格の種類 (注)	取引価格と比較可能な価格の差額

(注) 調査のための比較可能な価格の種類は以下の記号をもって表示しております。

- A 会社が同一時期及び同一条件で他の取引先から入手した価格
- B 会社が価格情報提供者等から入手した価格
- C 会社が合理的に算出した見積価格

会社が合理的に算出した見積価格は、想定元本、利率、契約期間等の契約情報を〇〇株式会社の端末に入力することにより、同端末の計算機能を利用し、算出しております。

上記の特定取引に係る取引の相手方の名称、銘柄、約定数値、金融商品又は金融指標の種類、プット又はコールの別、権利行使価格、権利行使期間、取引期間その他当該店頭デリバティブ取引の内容に関する事等については、下記の関係書類の記載に基づくものです。

- ① 日計表
- ② コンファメーション（取引先からの取引確認書）
- ③ 契約書
- ④ 〇〇〇〇

2. 匿名組合出資持分

取得又は譲渡その他の行為の別	取引日	匿名組合契約に係る営業財産に関する事項				匿名組合契約の内容	匿名組合契約の営業者に関する事	取引価格 (単位:)	比較可能な価格 (単位:)	比較可能な価格の種類 (注)	取引価格と比較可能な価格の差額
		主な営業財産の内容	当該営業財産の内容	当該営業財産の所在、地番	その他当該営業財産を特定するために必要な事項						

(注) 調査のための比較可能な価格の種類は以下の記号をもって表示しております。

- A 会社が同一時期及び同一条件で他の取引先から入手した価格
- B 会社が価格情報提供者等から入手した価格
- C 会社が合理的に算出した見積価格

会社が合理的に算出した見積価格は、匿名組合の時価純資産に基づいて算出しております。すなわち、×月×日時点の貸借対照表に記載された固定資産の帳簿価額を時価に置換え、資産から負債を差し引いた額に投資法人の出資比率を乗じて算出しております。資産及び負債の金額は貸借対照表価額、固定資産の時価は〇〇不動産鑑定事務所の発行した不動産鑑定評価書に基づくものです。

上記の匿名組合契約に係る営業財産に関する事項、当該匿名組合契約の内容及び当該匿名組合契約の営業者に関する事については、下記の関係書類の記載に基づくものです。

- ① 匿名組合契約書
- ② 売買契約書

- ③ 不動産登記簿謄本
- ④ 商業登記簿謄本
- ⑤ 金銭消費貸借契約書
- ⑥ ○○○○

3. ○○○○取引

以 上

(注1) 投資法人の場合には、第201条第2項、委託者非指図型投資信託の場合には、第54条第1項とする。

(注2) 投資法人の場合には投信法第201条第1項及び施行令第122条の2とする。

(注3) 投資法人の場合には規則第245条第1項とする。

(注4) 投資法人の場合には規則第245条第2項とする。

《付録2 確認書の文例》

以下の確認書の文例には、特定資産の価格等の調査に係る合意された手続業務において、業務実施者が業務の対象とする情報等に責任を負う者から確認書を入手する場合に、通常、確認すると考えられる事項が含まれている。なお、この文例は状況に応じて適宜修正する。

平成×年×月×日

〇〇監査法人

代表社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿
社 員 公認会計士 〇〇〇〇 殿（注1）

〇〇株式会社

取締役社長 （記名押印）（注2）

本確認書は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」という。）第11条第2項（注3）に基づき、（ファンド名）（以下「ファンド」（注4）という。）の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間における「特定資産の価格等に関する調査事項」（以下「添付書類」という。）に記載された投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号）（以下「施行令」という。）第3条で定められた特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）（以下「規則」という。）第22条第1項で定める指定資産並びに投信法第11条第1項及び施行令第16条の2に定める特定資産（注5）を除く。）の取得又は譲渡その他規則第22条第2項（注6）の行為（以下「特定資産に関する取引」という。）について、価格及び規則第22条第3項（注7）で定める事項の調査に関連して、貴監査法人（注1）が手続実施結果を報告するに当たり提出するものです。私は、下記のとおりであることを確認します。

記

特定資産の価格等に関する合意された手続実施結果報告書及び調査事項

1. 添付書類を作成する責任が、当社にあることを承知しております。
2. 特定資産の取引価格は公正な価格によっており、その決定に関する責任は、当社にあることを承知しております。

3. 貴監査法人（注1）が実施した合意された手続は、投信法第11条第2項（注3）に関連して、日本公認会計士協会が公表した専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」及び専門業務実務指針4460「投資信託及び投資法人における特定資産の価格等の調査に係る合意された手続業務に関する実務指針」に準拠したものであることを承知しております。
4. 合意された手続実施結果報告書に記載されている手続実施結果は、当社が投信法第11条第2項（注3）の規定を遵守する目的に限り利用されることを承知しております。また、合意された手続実施結果報告書が会社以外に利用されるべきものではなく、会社及び受益者以外に配布されるべきものではないことを承知しております。（注8）（注9）

提供する情報

5. 比較可能な価格として貴監査法人（注1）に提示した価格を算定した第三者と当社との間に、価格算定の客観性に影響を与えるような利害関係はありません。
6. 比較可能な価格として貴監査法人（注1）に提示した第三者から入手した価格については、当該価格の算定に必要な特定資産に関する正しい情報を漏れなく当該第三者に提供しております。
7. 業務実施に影響を与える可能性のある不正（不正の疑いがある場合を含む。）及び違法行為又は未修正の誤謬に関する情報はありません。
8. 合意された手続業務が必要な特定資産に関する取引は、貴監査法人（注1）に平成×年×月×日に提出した添付書類に全て記載されております。
9. 貴監査法人（注1）から要請のあった合意された手続業務の実施に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。
10. 規制当局からの通告・指導等で業務の対象とする情報等又は合意された手続業務に影響を与える可能性のある全ての事項を貴監査法人（注1）に提供しております。
11. . . .

以 上

（注1）① 本文例は、業務実施者が無限責任監査法人の場合を前提としている。業務実施者が有限責任監査法人の場合、業務契約において業務実施者が特定されている場合又は監査法人の場合において報告書署名者に関する内規がある場合には、これらに応じて代表社員の肩書を省略するなど、適宜必要な修正を行う。

② 業務実施者が公認会計士の場合には以下とし、確認書本文中の「貴監査

法人」を「貴殿」とする。

〇〇〇〇 公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇 殿

(注2) 業務の対象とする情報等に係る責任者の肩書は、状況に応じて適宜、適切に修正する。

(注3) 投資法人の場合には、投信法第201条第2項、委託者非指図型投資信託の場合には、投信法第54条第1項とする。

(注4) 投資信託である場合にはファンドとし、投資法人の場合には投資法人とする。

(注5) 投資法人の場合には投信法第201条第1項及び施行令第122条の2とする。

(注6) 投資法人の場合には規則第245条第1項とする。

(注7) 投資法人の場合には規則第245条第2項とする。

(注8) ① 本文例は、投資信託の場合を前提としている。投資法人の場合は、以下とする。

「また、合意された手続実施結果報告書が、会社及び投資法人以外に配布又は利用されるべきものではないことを承知しております。」

② 委託者非指図型投資信託の場合は、以下とする。

「また、合意された手続実施結果報告書が、会社以外に配布又は利用されるべきものではないことを承知しております。」

(注9) その他の実施結果の利用者が存在する場合には、適宜追加する。

《付録3 運用報告書又は資産運用報告に記載する「合意された手続実施結果報告書を入手している」旨の開示例》

特定資産の価格等の調査について

調査を行った者の氏名又は名称

〇〇監査法人（注1）

調査の結果及び方法の概要

調査依頼を行った取引は平成×年×月×日から平成×年×月×日までの間でノンデリバラブルフォワード（以下「NDF」という。）取引〇件でした（注2）。これらのNDF取引について、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第11条第2項（注3）に基づいて比較可能な価格のほか、相手方の名称、銘柄、約定数値、金融商品又は金融指標の種類、プット又はコールの別、権利行使価格、権利行使期間、取引期間その他の当該NDF取引の内容に関して、〇〇監査法人（注1）に調査を委託し、日本公認会計士協会が公表した専門業務実務指針4460「投資信託及び投資法人における特定資産の価格等の調査に係る合意された手続業務に関する実務指針」に基づく調査結果として合意された手続実施結果報告書を入手しています。

なお、本調査は財務諸表監査の一部ではなく、また、価格の妥当性や内部管理体制について保証を提供するものではありません。

以 上

（注1）業務実施者が公認会計士の場合には以下とする。

〇〇〇〇 公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇

（注2）本開示例は、調査対象がNDF取引のみであった場合を前提としている。調査対象に応じて適宜必要な修正を行う。

（注3）投資法人の場合には第201条第2項、委託者非指図型投資信託の場合には第54条第1項とする。

以 上